

●香川県告示第172号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成28年5月2日から同月16日まで白方漁業協同組合において縦覧に供する。

平成28年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

仲多度郡多度津町西白方317番地2 田中 純雄

仲多度郡多度津町東白方936番地 鎗内 善輝

仲多度郡多度津町西白方250番地4 高島 明生

2 加入区の名称

白方加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

白方漁業協同組合